

第26回高山市農業委員会議事録

会議の日時 令和元年7月26日（金） 午後1時30分より

会議の場所 荘川総合センター文化ホール（荘川支所）

会議に附した議案題目

- | | | |
|------|--------|---|
| 日程第1 | | 議事録署名者の指名について |
| 日程第2 | | 会期の決定について |
| 日程第3 | 報第52号 | 農地所有適格法人の報告等について |
| 日程第4 | 報第53号 | 農地法の規定に基づく許可処分の取下げについて |
| 日程第5 | 議第191号 | 農地法第3条の規定による権利移動の許可について |
| 日程第6 | 議第192号 | 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第7 | 議第193号 | 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第8 | 議第194号 | 現況農地でないものの証明願に意見を付する件について |
| 日程第9 | 議第195号 | 農用地利用集積計画の決定について |

○本日会議に出席した委員（議席順）

村上真由美、谷口忠幸、丸山 斉、岩本洋子、山下義隆、鴻巣明久、加藤正雄、小坂治重、黒木甚右エ門、増田 勝、森山 護、伊藤 善明、下田初秋、清水直喜、中田一彦、杉本彰信、洞谷由次、田口康慈

○本日会議に欠席した委員

道上 修、

○本日会議に出席した事務局職員

事務局長：林篤志、林政部長：細野達也、畜産課長：倭一弘、

農地主事：林義一、書記：木戸脇良昭、尾形博司、

飛騨農林事務所農業普及課：井之本浩美、

農地相談員：森本和彦

職務代理	<p>ただいまより第26回高山市農業委員会を開催いたします。</p> <p>本日は、14番、道上議員より欠席の報告がありました。</p> <p>本日の出席委員は、19名中18名で、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により総会は成立しますことをご報告いたします。</p> <p>続きまして、会長より挨拶を願います。</p>
会長	<p>ご苦労様でございます。</p> <p>今日は荘川支所での開催ということで、ここまでどれくらいの時間で到着できるか計測したところ、約30分で到着しました。過去の高速自動車道がなかった頃は1時間程度を要したと記憶しています。</p> <p>我が家の稲の「高山もち」が昨日ちらほらと穂を出し始めました。昨年は7月19日の出穂でした。昨年より1週間程遅れていますが、昨年が例年より早かったということで、今年は平年並みかと思えます。「ひだほまれ」は、もう2日程かかるかと思えます。</p> <p>今年、私が特に感じるのは、蜘蛛の巣が非常に多いということで、このことが天候等にどう関りがあるかは良く分かりませんが、関連性が分かる方がみえましたら教えて欲しいと思えます。</p> <p>本日も総会議題いろいろありますが、スムーズに進行できます様よろしく願います。</p>
職務代理	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは日程に従い、ただいまから議事に移ります。</p> <p>会長が議長を務め進行いただきます。</p>
議長	<p>日程第1 議事録署名者の指名について を議題といたします。</p> <p>議事録署名者の指名については、議長指名で異議ございませんか。</p>

(異議なし)

議 長 異議がありませんので、指名をさせていただきます。
議席番号 1番 村上委員と、2番 谷口委員を指名しますので
お願いします。

議 長 日程第2 会期の決定について を議題といたします。
会期は本日1日といたしたいと存じますが、異議ございません
か。

(異議なし)

議 長 異議なしと認めまして、会期は本日1日と決定いたします。

それでは議事に移ります。

日程第3 報第52号 農地所有適格法人の報告等について
を議題とします。

事務局の説明を願います。

林 農 地 主 事 今回は54法人のうち7法人についての報告となります。
農地所有適格法人につきましては、4つの要件がございまして、
①法人形態②事業要件③構成員要件④役員要件について、報告を受
けた資料により総合的に確認しております。

(各案件について、法人の所在地区、法人形態、認定農業者等の有
無、農地の耕種面積、経営状況を説明)

以上、7件について報告いたします。

議 長 以上、報告のとおり確認しました。

続きまして、日程第4 報第53号 農地法の規定に基づく許可
処分の取下げについて を議題とします。

事務局の説明を願います。

木 戸 脇 書 記 今回は、1件の報告です。
(取下げる許可の種類と時期、取下げ理由を説明)
以上 1件の報告をいたします。

議長 以上、報告のとおり確認しました。

続きまして、日程第5 議第191号 農地法第3条の規定による権利移動の許可について を議題とします。

事務局の説明を願います。

木戸 脇 本日は、7件の上程です。

書記 本日上程しました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当していないことを事前に審査しており、許可要件を満たしております。また、受人の耕作面積並びに農業従事者についても申請書記載内容を確認しておりますので予め報告いたします。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し地目、面積、権利取得理由、使用貸借・賃貸借・売買の別、貸借にあつては存続期間を説明)

以上、7件 田畑61筆で 計 37,298.02 m²についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農地法第3条の規定による権利移動の許可については許可することと決定いたします。

続きまして、日程第6 議第192号 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

木戸 脇 今回は、11件の上程です。

書記 最初に、農地区分は10ha以上の集団農地を第1種農地、市街地区域内の用途指定区域を第3種農地、また市街地区域内にある第3種農地には該当しないもの及び市街地近郊農地を第2種農地と判断し、上程にあたっては農地転用許可基準に基づき、立地基準・一般基準に照合しつつ事前審査し確認しておりますので予め報告を

いたします。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を求める旨を説明)

(その他の説明)

11番については、転用目的が営農型発電施設の一時転用案件であり、3年前の許可後の更新申請です。

以上、11件、田畑22筆で計5,852.46㎡についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第7議第193号農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件についてを議題とします。

事務局の説明を願います。

木戸 脇 本日は30件の上程です。

書 記 当5条においても許可の立地基準・一般基準に照合しつつ、いずれも農振外または除外手続き中であることを確認しておりますので報告いたします。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を求める旨、農振除外(用途変更)案件については適用年度及び目的を説明)

(その他の説明)

8番・12番・20番・21番・22番・23番・24番の案件については、転用目的から高山市まちづくり条例による手続きが必要となります。

以上 30件、田畑46筆、17,816.22㎡についてご審議をお願い

いたします。

議 長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認めまして、農地法第5条の規定による権利移動の上
使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当と
して意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第8 議第194号 現況農地でないものの証明
願に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

木 戸 脇 今回は1件の上程です。

書 記 非農地証明は、農地法に規定された農地または、採草放牧地でな
い土地であることの証明を行うもので、非農地となってから20年
以上経過しており、証明書は公的機関による家屋登記簿や課税証明
等です。

(各案件について、スライドを活用し、位置、場所、現地写真を写
し、認定を求める地目、面積、確認した証明書の種類と記載されて
いる年を説明)

以上1件、ご審議をお願いします。

議 長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、現況農地でないものの証明願に意見を付する件
については、許可相当として意見を付することに決定します。

続きまして、日程第9 議第195号 農用地利用集積計画の決定
について を議題とします。

事務局の説明を願います。

尾形書記 本日は4件の上程です。なお、当申請については農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件に該当しております。

(各受人について認定農業者、担い手の旨、経営内容、作付け予定作目、使用貸借、貸借にあつては存続期間及び新規の旨を説明)

以上、4件 田畑 17筆 13,149.3㎡についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 意見がございませんので、異議なしと認めまして、農用地利用集積計画の決定については、承認といたします。

以上で本日予定していました議事は終わりましたが、その他ご意見等ございませんか。

(発言なし)

それではこれもちまして、第26回高山市農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時15分 終了

議 事 録 署 名 者

鴻巣 明久 議長

村上 真由美 委員

谷口 忠幸 委員
